

子ども110番 事業の手引き

1 子ども110番事業の趣旨・目的及び協力者の役割

- ① 地域住民や事業主が、子ども110番協力者となります。
- ② 子どもは、身の危険を感じた時に、協力者の住宅や事業所等に避難します。
- ③ 協力者は、避難した児童を保護するとともに、警察や保護者等に連絡をとります。
- ④ 連絡を受けた保護者等は、協力者のところに児童を迎えに行き、引き取ります。

2 子ども110番協力者の登録から脱退まで

(1) 新規登録

① 加入届出書の提出

協力希望者は、「港区子ども110番協力者 加入届出書」を港区子ども若者支援課に提出してください。

協力者所在地は子どもがすぐに逃げ込める場所にあることが望ましいです。そのため、人通りが少ない場所、分かりにくい場所、又は路地裏等に所在している場合はあらかじめご相談ください。

② マップの作成及び保険の加入

区は、加入届出書をもとに、「港区子ども110番協力者マップ」を作成し、協力者の所在を保護者や児童に周知します。また、見舞金支給用に補償保険に加入します。

③ 「子ども110番」シールの貼付

協力者の所在を児童や保護者に示すために、「子ども110番」シールを配付しますので、店舗入口・玄関等、子どもの目につく位置に貼ってください。

(2) 変更（氏名・名称、住所、電話番号等）があった場合

「港区子ども110番協力者 変更届出書」に記載し、子ども若者支援課に提出をお願いします。

(3) 脱退する場合

- ① 「港区子ども110番協力者 脱届出書」に記載し、子ども若者支援課に提出をお願いします。
- ② 「子ども110番」シールは、可能な限り剥がして、破棄してください。

※ 上記の氏名等個人情報、子ども110番事業のみに使用し、それ以外に利用することはありません。

3 子ども110番協力者見舞金制度

(1) 趣旨・目的及び内容

子ども110番事業に区民等が安心して協力できるよう、協力者が不審者から危害を受けた事故に対して区が見舞金を支給する制度で、見舞金の支給対象は傷害事故及び建物損害事故です(詳細は、別紙港区「子ども110番協力者」見舞金支給要綱のとおり)。

(2) 事務手続き

区は毎年、各区立小学校PTA・区関係部署等から提出された協力者名簿・届出書により区全体の協力者名簿を作成し、6月下旬に保険会社と保険契約を締結します。

保険期間は毎年7月1日から翌年6月30日の1年間で、事故発生時に名簿に登載されていることが補償の条件となります。

なお、年度途中で協力者になっていただいた場合の保険期間は、登録された(届出書が子ども若者支援課に提出された)時から6月30日までになります。

(3) 事故の発生から見舞金の支給まで

事故発生から見舞金支給までの流れは、別紙「子ども110番事業の事故発生から見

舞金（保険金）支給までの流れ」のとおりです。

原則は、区が被害を受けた協力者（補償対象者）に見舞金を支給し、その後、区はその補填を保険会社に求めますが、協力者（補償対象者）が直接保険会社から保険金を受領することも可能です。

4 「港区子ども110番協力者マップ」の作成・配布について

区は、「港区子ども110番協力者マップ」を毎年作成し、港区ホームページへの掲載や区内児童施設等に配布します。

5 区担当部署

港区子ども家庭支援部子ども若者支援課 子ども若者支援係

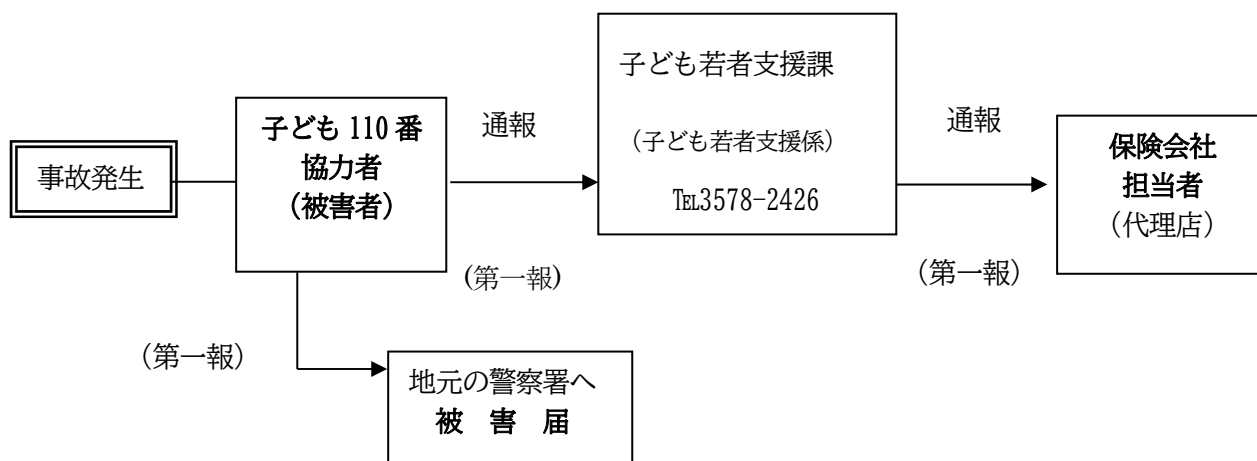
〒105-8511 港区芝公園1-5-25

TEL 3578-2426

FAX 3578-2384

子ども110番事業の事故発生から見舞金(保険金)支給までの流れ

- 1 第一報は、電話・FAX等により①事故の発生・原因、②被害者の住所・氏名、③被害の程度(概要)をできる限り速やかに行います。



- 2 続いて、「事故報告書」記載事項の内容が確定次第、速やかに「事故報告書」を提出します。
- 3 保険会社による審査
 保険会社が、事故報告書等により、補償対象となるかどうかや補償の程度等を審査決定します。
- 4 見舞金(保険金)の請求・支給(支払)

